

## 令和8年度 沖縄県移住定住促進事業委託業務に係る企画提案仕様書

### 1 事業名

令和8年度沖縄県移住定住促進事業委託業務

### 2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3 事業目的

沖縄県では、人口が減少している離島・過疎地域を含む県全体でバランスのとれた人口の維持・増加等を目指すため、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画において、持続可能な地域づくりに向けた移住促進の取組として、「UJIターンによる移住促進」等を位置づけ、移住施策に取り組んでいる。

本委託業務では、移住に取り組む市町村の伴走支援のほか、移住促進における共通課題に対するモデル構築などを通じて、地域と調和した移住と定着を実現するための環境整備及び今後の自走化にむけた支援を行う。

### 4 委託業務の概要

- (1) 市町村等の伴走支援
- (2) 担い手確保支援
- (3) 移住者定着支援
- (4) 沖縄県移住受入協議会の開催支援
- (5) 県内全市町村の移住施策の現状と課題の取りまとめ
- (6) その他本事業の目的を達するために有効な取り組み（独自提案）
- (7) 県地域・離島課事業等との連携

### 5 委託業務の内容

#### 共通事項

○本事業における「市町村」とは、原則として離島・過疎地域の市町村とし、県内全市町村を対象とする場合は「県内全市町村」という。

#### (1) 市町村等の伴走支援

- ① 市町村へのヒアリング等を通じて支援希望市町村の掘り起こしを行うとともに、支援市町村における移住施策の取組状況を把握し、移住者受け入れのための地域の基盤づくりを目的に、地域の実情に応じて以下の支援メニューを活用

して支援を実施すること。その際、必要に応じて有識者や専門家を招聘するなど、専門的知見を活用しながら支援を行うこと。

伴走支援は、4市町村以上で実施すること。なお、地域での移住受け入れの意識醸成の重要性を鑑み、以下の支援メニューのうちア及びイは必須とし、地域の実情に応じて、ウからオのメニューを組み合わせる支援すること。

#### ア 集落点検の活用

地域の資源や課題を把握するとともに、移住者受入れに向けた地域の合意形成を図るものとする。

(支援内容の例)

対象地域の選定基準設定、集落点検プログラム設計、ワークショップ開催、地域資源・課題の可視化、受入れ対象像の明確化、ルール整理等

#### イ 中間支援機能の強化

移住希望者と地域をつなぐ役割を担う団体・人材の発掘及び機能強化を図るものとする。

(支援内容の例)

中間支援組織の役割整理、関係団体（地域団体、NPO、民間事業者等）との連携支援、移住コーディネーター等の人材育成、中間支援体制の構築支援

#### ウ 移住体験ツアーの開催

地域が求める移住者層であり沖縄県への移住に関心を有する者に対して、地域の魅力や生活環境を実際に体験する機会を提供することにより、移住検討の具体化を促すものとする。

(支援内容の例)

移住体験ツアーの企画・広報、ツアープログラムの作成、地域事業者や住民との交流機会の創出、ツアー運営支援、ツアー参加後の移住検討度の把握等

#### ※留意事項

- ・沖縄県移住応援サイトや関連機関HP及びSNS等を活用した広報を行うこと。
- ・ツアー参加に係る旅行代金（交通費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費等）は、参加者負担とする。なお、民間が主体となる中間支援組織が実施する場合は、これにかかる広報及びコーディネートに要する費用を本事業の対象経費とする。ただし、県や他自治体が行う事業との費用の重複は認めない。
- ・同一人の参加は、原則として当該事業年度につき1回までとする。ただし、具体的な移住検討が進んでいる場合など、関係市町村等と調整のう

え、県の承認を得た場合はこの限りでない。

- ・ツアーの実施状況を記録し、電子データを県に提出すること。撮影する写真は様々な角度から撮影し、沖縄県移住応援サイト等での使用に適したものとするように努めること。また、参加者に対し、撮影した写真等は県が広報資料等において使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

#### エ 移住希望者とのマッチング支援

移住体験ツアー参加者等に対して、ツアー実施後のフォローアップを強化し、参加者の移住検討の熟度向上及び移住後の定着につなげ、移住希望者と地域のマッチングを図るものとする。

(支援内容の例)

ツアー後フォローアップの標準的な実施フローの設計、個別相談の実施に係る助言及び同席支援、参加者のニーズに応じた情報提供（仕事、住まい、教育、福祉等）、オンライン相談会や交流会等の企画運営支援等

#### オ その他

支援市町村の現状を踏まえ、移住者受け入れのための地域の基盤づくりに向けて必要又は効果的と考えられる支援メニューを企画し、提案すること。

- ② 地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業型））を活用した移住支援事業について、県内全市町村の担当者を対象とした勉強会を実施するとともに、県内全市町村に導入意向を確認し、県に報告すること。また、導入意向のある市町村に対しては、個別にヒアリングを行い、必要に応じて制度説明や事例共有等を行うほか、必要に応じ、補助金交付要綱の作成支援など移住支援金導入に伴う支援を行うこと。あわせて、すでに移住支援金を導入した市町村の移住支援金の広報等の支援を行うこと。

- ③ 移住支援に取り組んでいる市町村や中間支援組織等及びこれから移住施策に取り組む市町村等（以下、「市町村等」という。）から移住定住の取組についてアドバイス等を求められた場合、これに対応すること。

#### (2) 担い手確保支援

市町村を対象に、副業・兼業人材の活用による担い手確保の仕組みについて、実証を通じて有効性を検証し、他の市町村に展開可能なモデルの構築を行うものとし、以下の業務を実施すること。

##### ① 副業人材活用スキームの設計

- ・市町村における担い手不足の構造を整理し、副業・兼業人材の活用が有効と

考えられる分野及び業務の累計を設定すること。

② 副業案件の創出及び組成

- ・市町村や地域事業者等の業務を整理し、副業・兼業人材が参画可能な形で業務の切り出し及び再設計を行うこと

③ 人材募集及びマッチングの仕組み構築

- ・ターゲットとする人材像を明確化し、適切なマッチング手法（既存の仕組みの活用も可）を構築すること。

④ 実証の実施

- ・検証市町村を選定し、モデルの実証を行うとともに、スキームの有効性及び課題を検証すること。なお、検証にあたっては、既に取り組みのある市町村との連携も可能とする。

⑤ 効果検証及びモデル化

- ・実証結果を踏まえ、人材の参画状況、業務成果、課題等を分析すること。

(3) 移住者定着支援

市町村を対象に、移住者の地域への定着促進に向け、個別対応に依存しない仕組みの構築について、実証を通じて有効なモデルの構築を行うものとし、以下の業務を実施すること。なお、本業務における「定着」とは、移住者が地域において継続的に生活し、かつ地域との関係性を構築しながら活動している状態をいう。

① 定着支援モデルの設計

- ・移住者の定着に至るプロセス（初期適応期～定着期）を設定すること。
- ・各段階における課題及び離脱要因を整理し、それらに対する支援の考え方を設計すること。

② 定着支援施策の仕組み化

- ・移住者と地域との関係構築を促進するための仕組みを設計すること。

③ 実証の実施

- ・検証市町村を選定し、モデルの実証を行うとともに、スキームの有効性及び課題を検証すること。なお、検証にあたっては、既に取り組みのある市町村との連携も可能とする。

⑤ 効果検証及びモデル化

- ・実証結果を踏まえ、定着状況、業務成果、課題等を分析すること。

(4) 沖縄県移住受入協議会の開催支援

県内全市町村を対象に、移住者の受入れ促進に関する情報や課題を共有し、効果的な取組を進めるため、平成27年3月に設置した沖縄県移住受入協議会（年3回程度開催）の開催にあたり必要なサポートを行うこと。

- ① 会場手配、有識者等による基調講演やワークショップ等の手配（謝礼金支払い含む）など。
  - ② 県内における移住施策の課題や国内での優良事例等をテーマとして設定し、県内全市町村の主体的な参加を促す内容とすること。
  - ③ 開催時期は5～7月、1月頃を想定。なお、オンラインも併用し来場できなくても参加出来るよう、環境整備を行うこと。
  - ④ ③の他、必要に応じて沖縄県移住受入協議会による現地視察の実施も可能とする。
- (5) 県内全市町村の移住施策の現状と課題の取りまとめ
- 県内全市町村の移住施策や中間支援組織等の現状及び課題を取りまとめ報告すること。また、必要な調査項目は、別途県と協議により決定する。
- 調査項目例
- <県内全市町村>
- ・移住施策の取組状況（予定含む）
  - ・移住相談窓口の設置状況（県や他機関に相談者をつなぐ役割）
  - ・住居整備や空き家の活用状況（予定含む）
  - ・移住者数の状況（移住者数推計方法の提案含む）
- <中間支援組織等>
- ・中間支援組織等の活動状況（組織体制、取組内容、相談件数等）
- (6) その他本事業の目的を達するために有効な取り組み（独自提案）
- 本事業の目的を達成するために、必要又は効果的と考えられる取組について提案すること。
- (7) 県地域・離島課事業等との連携
- 事業効果をより高めるため、県地域・離島課が実施する事業やイベント等と連携すること。特に、県が別途発注する「令和8年度縄県移住情報発信事業委託業務」受託事業者（以下「情報発信受託事業者」という。）との連携は不可欠であることから、定期的にミーティングに参加すること。
- なお、沖縄県移住応援サイト「おきなわ島ぐらし」等への情報提供の内容・方法等については、別途県及び情報発信受託事業者と協議のうえ決定する。

## 6 業務の実施体制

「5 委託業務の内容」を実施する担当者3名以上、会計担当者1名（兼務

可)、本事業を統括する担当者を1名以上配置し、業務内容ごとに担当者名を記した人員体制を企画提案書に示すこと。また、実施体制については、組織体制図も作成すること。

## 7 業務スケジュール

事業全体のスケジュールの他、各担当者の事業ごとのスケジュール及びスケジュール管理体制を作成すること。

## 8 業務進捗状況及び打合せ

受託者は、定期的に県との連絡会議等を開催して委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認を行うこと。

また、事前打合せや情報収集など、本事業に関する出張をする際には事前に県の許可を得ること。

## 9 成果物の提出

本事業の成果物として実施報告書50部及び電子データを沖縄県企画部地域・離島課へ提出すること。その際、電子データはマイクロソフト社 word2010 又は Excel2010 で編集可能な形式とすること。

なお、成果物の著作権及び所有権は、沖縄県企画部地域・離島課に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

## 10 再委託の制限

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の提案公募者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関

係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務等」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

#### ○その他、簡易な業務等

- ・ 中間支援組織等への連携業務
- ・ 資料の収集、整理
- ・ 複写、印刷、製本（チラシ、パンフレット、ポスター等）
- ・ 原稿・データの入力及び集計

## 11 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、当課と協議すること。

## 12 その他（実施にあたっての留意事項等）

本業務の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 本業務の遂行にあたっては、事前に当課と調整のうえ行うこと。また、業務内容の変更、追加等が生じる場合も速やかに当課と調整すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、市町村や中間支援組織等との十分な調整を行い、円滑かつ適切な運営を行うこと。
- (3) 県や外部との打合せ内容については、適宜、議事録を作成し県へ提出すること。
- (4) 成果目標等の達成状況を確認するため、参加者数等については、随時、正確な記録を整理しておくこと。
- (5) 物品の購入、再委託等にあたっては、原則として県内の事業者が発注すること。
- (6) 事業実施にあたっては、労働基準法、個人情報保護法等の法令を遵守すること。
- (7) その他、本事業の事業効果が十分発現するよう必要な措置を講ずること。